



長野県報

11月27日(木)
平成26年
(2014年)
第2628号

目次

告示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定（産業立地・経営支援課）…………… 1

解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）…………… 1

地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の滞納家賃等の収納の事務の委託（建築住宅課公営住宅室）…………… 1

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（4件）（道路管理課）…………… 2

長野県公安委員会が委託する運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者に必要な資格（東北信運転免許課）…………… 3

平成19年長野県公安委員会告示第1号（長野県公安委員会が委託する運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格）の一部改正（東北信運転免許課）…………… 4

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日、登録日及び縦覧期間（選挙管理委員会）…………… 4

衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法に基づく在外選挙人名簿の縦覧期間（選挙管理委員会）…………… 4

公告

建設業法に基づく処分（建設政策課）…………… 4

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）…………… 4

一般競争入札（2件）（道路管理課）…………… 5

一般競争入札（2件）（河川課）…………… 7

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）…………… 8

運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施（東北信運転免許課）…………… 9

運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施（東北信運転免許課）…………… 9

土地収用法施行令に基づく公示による通知（地域振興課）……………10

一般競争入札（企業局）……………10



長野県告示第646号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定による指定法人の指定を次のとおり行いました。

平成26年11月27日

長野県知事 阿部守一

名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 有効期限
多摩川精機株式会社	飯田市大休1879番地	平成26年 11月7日	平成28年 3月31日
株式会社赤羽製作所	飯田市桐林2254番地 293	平成26年 11月7日	平成28年 3月31日
株式会社アップルハイテック	下伊那郡高森町下市 田3111番地1	平成26年 11月7日	平成28年 3月31日

産業立地・経営支援課

長野県告示第647号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年11月27日

長野県知事 阿部守一

- 解除に係る保安林の所在場所
飯田市松尾代田1403の93
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第648号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の滞納家賃等の収納の事務（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪

市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡、北佐久郡、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曾郡、北安曇郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡及び上水内郡の区域に所在する県営住宅に係る事務に限る。)を次のとおり委託しました。

平成26年11月27日

長野県知事 阿部 守一

1 受託者住所

東京都港区西新橋一丁目24番16号

2 受託者氏名

赤司・野口法律事務所 弁護士 野口隆一

3 委託期間

平成26年11月10日から平成27年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年11月27日

長野県諏訪建設事務所長 田代 幸雄

1 道路の種類 県道

2 路線名 神ノ原青柳停車場線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡原村5746番の1地先から 諏訪郡原村5797番の6地先まで	旧	6.0~7.8 m	0.0534 km
同 上	新	6.7~12.6	0.0532

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した旨国土交通省北陸地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年11月27日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 153号

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡飯島町本郷247番の1地先から 駒ヶ根市赤穂14686番の9地先まで	旧	9.3~96.2 m	13.0090 km
同 上	新	9.3~96.2	13.0090
		9.3~98.5	9.6080

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年11月27日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1(1) 路線名 153号

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡飯島町飯島1796番の1地先から

上伊那郡飯島町田切2627番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成26年11月29日

2(1) 路線名 伊那生田飯田線

(2) 供用を開始する区間

上伊那郡飯島町田切1221番の3地先から

上伊那郡飯島町田切2621番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成26年11月29日

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年11月27日

長野県木曾建設事務所長 塩入 信一

1 路線名 奈川木祖線

2 供用を開始する区間

木曾郡木祖村大字小木曾5441番の119地先から

木曾郡木祖村大字小木曾5441番の8地先まで

3 供用を開始する期日 平成26年11月27日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年11月27日

長野県千曲建設事務所長 萩野 厚

1 路線名 内川娵捨停車場線

2 供用を開始する区間

千曲市大字千本柳字古屋敷川原872番の5地先から

千曲市大字須坂字中島252番の4地先まで

3 供用を開始する期日 平成26年11月29日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年12月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成26年11月27日

長野県長野建設事務所長 小林 睦夫

1 路線名 長野信濃線

2 供用を開始する区間

上水内郡飯綱町大字川上字向2301番の3地先から

上水内郡飯綱町大字柳里字南36番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成26年11月27日

道路管理課

長野県公安委員会告示第48号

長野県公安委員会が委託する運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定めます。

平成26年11月27日

長野県公安委員会委員長 山浦 悦子

長野県公安委員会が委託する運転免許関係事務の一般

競争入札に参加する者に必要な資格

(運転免許関係事務)

第1 運転免許関係事務とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項の規定による免許に関する事務（同法第101条第3項及び第101条の4第3項の規定による運転免許証更新通知等の送付を行う業務を除く。）をいう。

(一般競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第2 運転免許関係事務の一般競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 運転免許関係事務と同種の事務を過去において誠実に行った実績を有する法人であること。
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する法人であること。

- (3) 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター、県内警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）並びに長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、伊那市高遠町交番、辰野町交番及び池田町交番に運転免許関係事務に従事する職員を配置し、かつ、当該職員の管理を一元的に行うことができる法人であること。

- (4) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置（以下「安全管理措置」という。）が講じられている法人であること。

- (5) 長野県公安委員会が運転免許関係事務の入札の都度行う事前研修を受講している法人であること。

- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(入札参加資格審査の実施)

第3 定期に行う資格審査（以下「定期審査」という。）は、2年に1回行うものとする。

2 前項に規定するほか、長野県公安委員会が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(入札参加者資格の認定)

第4 入札参加資格は、次に掲げる事項について審査した結果に基づき認定するものとする。

- (1) 経営状況及び経営内容
- (2) 業務経歴
- (3) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (4) 個人情報の安全管理措置の状況
- (5) その他長野県公安委員会が必要と認める事項

(入札参加資格審査の申請)

第5 入札参加資格を得ようとする者は、運転免許関係事務入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 入札参加資格の申請の日の直前の事業年度又は営業年度における事業税の納税証明書
- (3) 法人登記事項証明書
- (4) 社内規則
- (5) 経営状況及び経営内容に係る財務諸表等
- (6) 業務経歴に係る関係書類
- (7) 個人情報の安全管理措置に係る関係書類
- (8) 事務所又は事業所一覧表
- (9) 運転免許証関係事務に従事する職員名簿

2 前項の申請書の提出期間は、長野県公安委員会が別に定める。

(入札参加資格の通知)

第6 長野県公安委員会は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

(入札参加資格の承継)

第8 第6の規定により入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）の事業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合又は包括継承が行われた場合は、長野県公安委員会の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞

なく運転免許証関係事務入札参加資格承継申請書に、事業の一切を承継したことを証する書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

3 第6及び第7の規定は、第1項の承継について準用する。

(変更届等)

第9 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を長野県公安委員会に届け出なくてはならない。

- (1) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (2) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (3) 廃業又は営業の停止若しくは休止をしたときは、その役員

2 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、運転免許証関係事務入札参加資格認定事項変更届に変更事項を証する書面を添えて、長野県公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 事務所又は事業所の所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者

(申請書類の様式)

第10 この告示に規定する運転免許証関係事務入札参加資格審査申請書等の様式は、長野県公安委員会が別に定める。

東北信運転免許課

長野県公安委員会告示第49号

平成19年長野県公安委員会告示第1号(長野県公安委員会が委託する運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格)の一部を次のように改正します。

平成26年11月27日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

第2に次の1号を加える。

(6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

東北信運転免許課

選告示第69号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりです。

平成26年11月27日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

基準日 平成26年12月1日(年齢については、平成26年12月14日)

登録日 平成26年12月1日

縦覧期間 平成26年12月2日

選挙管理委員会

選告示第70号

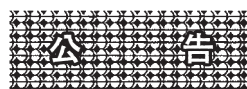
平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定による在外選挙人名簿の縦覧の期間は、次のとおりです。

平成26年11月27日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢賢一郎

縦覧期間 平成26年12月2日

選挙管理委員会



公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成26年11月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 処分をした年月日
平成26年11月27日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
株式会社井出組
佐久市中込487番地10
井出貴浩
長野県知事許可(般-24)第10389号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業)の取消し
- 4 処分の原因となった事実
株式会社井出組の役員は、禁錮以上の刑の言渡しを受け、平成26年9月17日、その判決が確定した。
このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成26年11月27日

長野県松本地方事務所長 池田秀幸

- 1(1) 許可番号
平成26年5月16日 長野県松本地方事務所指令26松地建第23-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称